別紙

環境省・日本観賞魚振興事業協同組合作成

水生生物飼育・販売・養殖チェックリスト

　このチェックリストは、自然界への水生生物の逸出・流出を防ぐために環境省と日本観賞魚振興事業協同組合が作成したものです。水生生物を飼育する際に気をつけるべき項目など大きく５項目に分けてとりまとめています。

　各項目についてチェックをつけられるか、ご自身の飼育・販売・養殖環境を確認し、適切な飼育・繁殖・養殖ができているかの目安としてください。

１．飼育環境について

|  |  |
| --- | --- |
|  | 屋外で飼育する場合には、大雨による増水時に、個体が飼育・養殖場所から水とともに溢れ出ないよう対策を講じる。 |
|  | 屋外にて半野外環境で飼育する場合、飼育水と野外の水域が接続していない構造にする。 |

２．飼育水を捨てるとき

|  |  |
| --- | --- |
|  | 屋外で飼育する場合には、大雨による増水時に、個体が飼育・養殖場所から水とともに溢れ出ないよう対策を講じる。 |
|  | 屋外にて半野外環境で飼育する場合、飼育水と野外の水域が接続していない構造にする。 |

３．飼育が続けられなくなったとき

|  |  |
| --- | --- |
|  | 原則として個体が寿命をまっとうするまで飼育する。また、繁殖させる場合は、自身が管理できる個体数の限界に留意し、みだりに繁殖をさせない。 |
|  | どうしても飼育・販売・養殖を継続できなくなった場合は、個体の譲渡等に努め、野外への放出・投棄は絶対に行わない。 |

４．販売するとき

|  |  |
| --- | --- |
|  | 普及啓発資料の掲示・配布等により、放流禁止の普及啓発を行っている。 |
|  | 普及啓発資料の掲示・配布等により、逸出防止措置に取り組むよう普及啓発を行っている。 |

５．絶滅危惧種への配慮

|  |  |
| --- | --- |
|  | 飼育・販売する魚類や、対象種の飼育・養殖に要するその他の生きもの（水草や二枚貝等）が絶滅危惧種（環境省レッドリスト掲載種）の場合、野外採集品をできるだけ避けたり、養殖個体の利用の推進や、生息地保全の取組への参画などにより、絶滅危惧種の保全に努める。 |